

令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務 仕様書

1 目的

しまなみ地域（しまなみ海道及びゆめしま海道沿線地域）オリジナルのサイクリスト向けエナジーフード（固形、ゼリー、ドリンク等）を開発・商品化し、ふるさと納税返礼品への活用等を通じ販売促進することにより、サイクリストの満足度向上、地域内の観光消費の増加に資することを目的とする。

2 委託者

瀬戸内しまなみ海道活性化実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 概要

(1) 業務名

令和6年度しまなみ地域魅力商品開発促進事業委託業務（以下「委託業務」という。）

(2) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月14日（金）までとする。

(3) 委託料上限 1,947千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託業務の内容

本業務の受託者（以下「開発支援業者」という。）は、下記の内容に従って、製造メーカーに対し、商品の開発支援業務を遂行すること。なお、開発支援業者が製造メーカーを兼ねることは差し支えない。

また、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に発注者である実行委員会と協議の上、決定するものとし、委託契約後の事業計画書において定めるものとする。

(1) 企画及び進行管理

①サイクリスト向けオリジナルエナジーフードの企画・開発

- ・サイクリストやレンタサイクル利用者（インバウンド客を含む）向けの商品とすること。
- ・しまなみ地域らしさを感じられる商品とすること。
- ・今治市、上島町又は愛媛県のふるさと納税返礼品の取扱いを視野に入れ、ふるさと納税の指定制度に係る地場産品基準に適合した商品とすること。なお、今治市及び上島町のふるさと納税返礼品（候補）を想定した商品は1つ以上の開発を目指すこと。
- ・商品のコンセプト（開発理由、特徴、価格設定の考え方、販売目標など）を説明すること。
- ・開発数は、2～4品程度を想定。

②製造メーカーの選定

- ・企画した新商品を製造するメーカーを選定すること。

③商品開発の進行管理

- ・本契約期間内に新商品が開発できるよう、製造メーカーと密接な連携を図り、商品開発の進行管理を行うこと。

④三者協定

- ・実行委員会、開発支援業者及び製造メーカーは、事業の円滑な進行、開発後の販売促進を図るため、それぞれの役割、権利関係、ふるさと納税返礼品、協力体制、プロモーション等の事項を定めた三者協定を締結すること。

(2) 商品の開発支援

製造メーカーに対し、次のサポートを行うこと。

- ①必要に応じて専門家（自転車・スポーツ、食物・栄養学、物販・小売等の分野）から意見を聴取できる体制を確保すること。
- ②簡易マーケティングとして、専門家やサイクリストを対象とした試食ヒアリングを実施すること。

(3) 試作品モニター調査

製造メーカーと連携し、令和6年10月27日（日）開催予定のサイクリングしまなみ2024において、大会参加者に対して試作品を提供すること。

- ・試作品提供時には、大会参加者に対して簡易なアンケート調査を行い、商品のブラッシュアップに努めること。

(4) PR・広報

- ・新商品開発後は、チラシ等の広報資材を作成し、広くPR・広報を行うこと。
- ・作成したチラシ等は電子データで提出すること。

(5) 想定スケジュール

項目・時期	R6									R7	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	～	2月	3月	4月～	
プロポーザル	● 受託者決定										
商品開発支援		■ 企画、進行管理、商品開発支援									
試作品モニター						● サイクリングしまなみ					
啓発資材作成								■ チラシ作成等			
販売促進・ふるさと納税									■ 販売促進・返礼品		

※令和7年度実施予定の販売促進は、本委託業務に含まない。

5 経費の内訳

委託業務に係る一切の収支を計上すること。

6 成果品

委託業務終了後、速やかに業務の内容を取りまとめた実施報告書を実行委員会へ提出すること。

7 その他留意事項

- (1) 受託者は本業務を実施するにあたっては、委託者と十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対し、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。